

○総務省訓令第 号  
 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令  
 放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1（第3条関係）                      第3条(1)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。                      記                      [1～18 略]                      19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、15の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。                      [(1) 略]                      (2) 認定等の主体としては、次の各条件に適合しているものであること。                      [ア・イ 略]                      ウ 申請者が<u>公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第3号に規定する法人をいう。）</u>の場合は、<u>同法第5条の規定により公益認定等を行った同法第3条に規定する行政庁の監督権が番組編成権に及ばないことを確認した上で認定等の主体として認める。</u>                      [削る]</p>	<p>別紙1（第3条関係）                      [同左]                      記                      [1～18 同左]                      [19 同左]                      [(1) 同左]                      (2) [同左]                      [ア・イ 同左]                      ウ 申請者が次に規定するもの場合は、ア及びイによるほか次の条件に適合しているものであること。                      ⑦ <u>有線一般放送の業務を行う一般放送事業者</u>  <u>原則認定等の主体として認めないが、申請者が放送を行おうとする地域において、他にコミュニティ放送の業務の認定等を受けようとする者がいないこと、放送を行おうとする地域の住民からコミュニティ放送を行うことについて強い要望があること等の事情から、一般放送事業者がコミュニティ放送を行うことが、当該地域におけるコミュニティ放送の普及等のため特に必要であると判断される場合に限り、認定等の主体として認める。</u></p>

<p>[削る]</p> <p>[(3)・(4) 略] [20～25 略]</p>	<p>(1) <u>公益法人</u> <u>当該公益法人（公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人をいう。）の所管庁の監督権が番組編成権に及ばないことを確認した上で認定等の主体として認める。</u></p> <p>[(3)・(4) 同左] [20～25 同左]</p>
--	---

附 則  
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。